第４２回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成２３年３月１日（火）14:30～
場所　第２水産ビル　４階　４Ｆ会議室

１　開　会

２　議　事

(1)　前回（第４１回）委員会での審議結果の確認について

(2)　分野別審議について

(3)　整理案の審議について

(4)　次回（第４３回）委員会について

(5)　その他

３　閉　会

【配付資料】

資料１　道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）
資料２　道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（特区提案として検討すべきもの）
資料３　分野別審議資料
資料４　整理案

第４２回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備 考
五十嵐　智嘉子	（社）北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会　　長
河　西　邦　人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹　田　恒　規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ﾕﾝｸｨｱﾝ しず子	光塩学園理事長	
宮　田　昌　利	㈱サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	(欠　席)
湯　浅　優　子	農業・ファームイン経営	

（50 音順）

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
斎　藤　正　紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
本　間　研　一	北海道総合政策部地域主権局参事
伊　藤　徹　彦	北海道総合政策部地域主権局参事

資 料 1

道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分	大分類	項　　目	NO	35回	36回	37回	38回	39回	40回	41回	42回
（1）	A	携帯型心電計に関する使用制限緩和	269		○	○	○	○			
		診療看護師の制度化に向けた規制緩和	284			○	○				
	C	農用地の活用	270		○						
	D	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271		○						
		地域観光の振興	272		○	○					
	H	道路・河川に係る権限移譲	273		○						
		「ふるさと納税」のコンビニでの収納	**274**		○		○	○	○	○	整
		北海道特定活動法人制度の創設	275	○		○					
		認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲	**276**	○				○	○	○	○
		NPOバンク支援	277	○							
		法人税率と贈与税率の特例	278		○						
		ゴールデンウィーク特区	279		○						
		国からの権限・事務移譲	280		○						
		自家用有償旅客運送の裁量権の拡大	**281**		○	○	○	○	○	○	整
		国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282			○					
16件	J	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283			○					
（2）	D	カジノの振興	54								
		（小樽市への）カジノの設置（誘致）	215								
		自由貿易地域指定	69								
		空港の一括管理	75								
3件		千歳空港のハブ空港化	221								
（3） 1件		「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	②						○		
（4） 1件	D	**アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設**	**③**							○	○

注）　1）　**太字**は、第35回～41回検討委員会審議の結果、第5回答申に向けて更に検討を深めていくもの。

2）　「○」は分野別審議、「整」は整理案検討。

3）　区分の(1)は「道民提案（新規）案件」、(2)は「道民提案継続審議案件」、(3)は「庁内提案継続案件」、(4) は「新規庁内提案」。

4）　大分類のＡは「地域医療」、Ｃは「土地利用」、Ｄは「経済振興」、Ｈは「地域振興」、Ｊは「福祉」

資料　２

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ｈ　地域振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
Ｈ 地方自治の強化 ＜自治体財政・会計の改善＞	２７４ ふるさと納税のコンビニでの収納	コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。 現在、地方自治法施行令第１５８条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。 利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心等を向上させる。	１	１	＜ふるさと納税制度＞ 平成２０年４月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ５千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から５千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する「寄附金」税制が創設された。 この制度は、全国のどこに居住している人であっても、自分が応援したい市区町村・都道府県を自由に選択して、住民税の一部を納めることができることとなっている。 ＜地方公共団体が私人に委託できる歳入＞ 普通公共団体が私人に徴収又は収納の委託することができる歳入は、地方自治法施行令第１５８条に制限列挙されており、「寄附金」（＝ふるさと納税）は委託できないものとなっている。 ＜コンビニ納税＞ 平成１５年度より地方自治法施行令第１５８条の２が新設され地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、コンビニ納税が実現。道でも平成１９年度より自動車税の収納事務を道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。 ＜クレジットカードによる納付＞ 地方自治法第２３１条の２第６項に定められている「指定代理納付者制度」という仕組み（地方公共団体が指定したクレジットカード会社（指定代理納付者）による立替払いを認める）を活用することにより、現行法上可能となっている。 道内においては、夕張市と小樽市がすでにインターネット上でクレジットカードによるふるさと納税の納付を受け付けている。	地方自治法施行令の改正（私人に収納を委託できる事務に寄附金を追加）	【メリット】 ・寄附者にとっての利便性が向上（昼夜を問わず寄附金の払い込みが可能、収納事務の取扱機関が大幅に拡大） ・ふるさと納税制度への理解・関心が高まる 【デメリット】 ・収納に関する手数料やバーコード付与に関する費用などの負担が新たに発生		総政）地域づくり支援局	2401H

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　地方自治体も寄付金による支援を募り、地域に寄付文化を根付かせるという観点から検討すべき。 ○　コンビニだけでなく、インターネット上でクレジットで寄付金が出せるようになれば良い。 ○　費用対効果の問題はあるが、現状でできないものを可能にする仕組みをいかに作っていくかは検討できる。 ○　寄付した人が自分の寄付金の使い道を指定できるような仕組みができれば、より良い。	○　議論を踏まえて、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。

（第３８回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　国の回答では、コンビニは銀行窓口と違って24時間対応可能という点が考慮されていない。コストをかけても、何倍も収入が増えれば、経済性はあるのではないか。 ○　道内市町村にアンケートを行い、コンビニでのふるさと納税の実施意向を把握しておくことが必要。 ○　コンビニ側（収納代行業者側）ではどういった条件であれば実施可能なのかも調査しておくべき。	○　道内市町村に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえて、さらに検討を深めていく。

＜構造改革特区における類似提案の状況＞

大阪府箕面市が構造改革特区で「ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和」を提案し、平成２２年２月に、国（総務省）は下記趣旨の回答を行っている。

・私人の公金取扱いについては、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合に、一定限度で取扱いを認めるもの。寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから、委託することが経済性の要件に合致しないと考える。

〈北海道内の動き〉

・　北海道市長会では、平成20年度より総務省に対して「寄附者の利便性向上を図るため、コンビニ等で寄附金の収納ができるようにすること」を要望。

〈ふるさと納税に関する必要経費〉（収納代行業者からの聞き取り）

・イニシャルコスト（契約料金など）　　0～100,000円
・ランニングコスト　年間基本料金　120,000～180,000円
　　１件あたり手数料　　60円～120円
※処理件数の多寡、その他の条件により変動する

〈道内市町村へのアンケート〉（平成22年9月～10月）

・ふるさと納税の実施状況～道内178市町村で実施中
・コンビニ収納の導入希望
　前向きに導入を検討したい　1市町村
　現段階では未定だが、条件次第で考えてみたい 43市町村
　導入する考えはない　　134市町村
・導入が可能な手数料、年間基本料（44市町村中）
　１件あたり手数料　60円以上可能～23市町村
　年間基本料金　120,000円以上可能～７市町村

〈市町村の経費負担・事務負担を軽減する仕組み〉

①経費負担を軽減する仕組み～代表市町村が業者と契約
②事務負担を軽減する仕組み～納付書発行を省略

〈既存制度の活用による経費負担軽減策〉

・税金などのコンビニ収納を導入済みの市町村においては、初期導入費用、月額基本料の追加負担なしにふるさと納税のコンビニ収納が可能。
　税金などのコンビニ収納を行っている市町村（22年12月末）
　　現在実施している市町　　２１市町
　　平成23年度実施予定の市町　　６市町

（第３９回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　コンビニでのふるさと納税について、北海道市長会でも要望を行い、大阪府箕面市が構造改革特区で提案しても実現されていない。アンケート調査によって、経費負担しても実施したい市町村が相当数あることを具体的に示していかなければならない。 ○　ふるさと納税を活性化するために、市町村が創意工夫していくことを後押しすることは重要。	○　道内市町村に対するアンケート調査結果を踏まえて、第５回答申に向けて検討していく。

（第４０回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　イニシャルコストを含めて、市町村が現実的に導入可能なコストの組み合わせを詰めておく必要がある。 ○　市町村がまとまって契約することにより、１市町村あたりの負担を軽減することができないか。 ○　事務手続きを軽減するために、納付書を発行せずに、自宅でプリントアウトしたものをコンビニに持って行って支払うシステムを活用できないか。 ○　導入する考えのない市町村にも、こうやったらできるというものをフィードバックしたら、希望するところが増えるかもしれない。 ○　北海道市長会が国に要請している詳しい内容や、要請に対する国の反応についても確認しておいてほしい。	○　第５回答申に向けて、市町村の経費や事務の負担軽減を図る仕組みなどについて検討を深めていく。

（第４１回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　既存制度を活用する仕組みは、コンビニ収納を導入済みの市町村において追加負担なしにできるというメリットがあり、そうした市町村に対して、ふるさと納税のコンビニ収納を働きかけていくべき。 ○　広域連合や一部事務組合でも、ふるさと納税の寄附金を受けることができるのか。広域連携を進めるためにも、広域連合まで対象を広げることも考えてはどうか。 ○　どれくらいの市町村が導入するのか、ある程度のシミュレーションは必要であるが、答申までの間ではなく、国に提案するまでの間でクリアにしていってほしい。	○　第５回答申に向けて、整理案をとりまとめていく。

<table>
<tr><th>中分類
〈小分類〉</th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>摘　要</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr><td>H

地方自治の強化＜市民活動・ボランティア活動の活性化＞</td><td>２７６
認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲</td><td>認定ＮＰＯ法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。
NPO法人の大半が認定ＮＰＯ法人の認定要件であるパブリックサポートテストの５分の１という時限的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定ＮＰＯ法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。
認定ＮＰＯ法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、ＮＰＯ活動を発展させる。
（パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。）</td><td>２</td><td>１</td><td>・　特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の２、租税特別措置法第66条の11の2）
・　認定NPO法人制度による税制上の特例措置
①　法人の寄附金に対する特例（一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能
②　個人の寄附金に対する特例（寄附金控除を適用）
③　相続人が寄附した相続財産に対する特例（相続税の課税価格の計算に参入しない）
④　認定NPO法人のみなし寄附金制度（収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能）

・　認定NPO法人の要件
①　パブリックサポートテスト（PST）
～実績判定期間（過去5事業年度）の寄附金等収入金額が経常収入金額の5分の１以上を占めていること（小規模団体に対する特例あり）
※　制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和
②　活動対象～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の２分の１未満であること
③　運営組織・経理～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど
④　事業活動～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど
⑤　情報公開～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど
・　認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。
・　道におけるNPO法人認証数１６４９団体（平成23年1月末現在）のうち、認定NPO法人は５団体のみ。（全国でも１９３法人、平成23年2月16日現在）このように認定NPO法人数が少ないのは、パ ブリックサポートテストなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審査期間が長い（標準処理期間６ヶ月）ことなどによるものと考えられる。</td><td>租税特別措置法の改正及び施行令の改正（認定NPO法人の要件緩和、認定権限の道への移譲など）</td><td>【メリット】
・　企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。</td><td></td><td>環）
道民文化振興課</td><td>1413H
1414H</td></tr>
</table>

（第３５回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　認定ＮＰＯ法人については、事業型ＮＰＯ法人が利用しやすくなるようパブリックサポートテストの認定要件を緩和してはどうか。 ○　地域主権型社会を目指す上で、ＮＰＯを育成することは重要。 ○　ＮＰＯ法人に寄付が集まりやすくして、全国に先駆けて活性化させていくことを、北海道として早く進めるべきである。 ○　認定ＮＰＯ法人は国税庁が認定している。税の優遇措置を受けられる社団法人・財団法人の公益認定は北海道の機関である公益認定等審議会で行っている。そこで、これに関連して、次の３つのポイントを提案したい。 ①認定ＮＰＯ法人の認定権限を国税庁から北海道に移す ②認定基準について、北海道に裁量権を与える ③認定ＮＰＯ法人の税制優遇を公益法人と同程度にする	○　提案があった３つのポイントに沿って、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。

（第３７回提案検討委員会）

（事務局から報告）

○　政府税制調査会「市民公益税制プロジェクトチーム」の中間報告（4月8日）において、認定NPO法人に関する制度改正の方向性が示された。

①認定権限　都道府県等が認定を行う仕組みを地方団体と協議しつつ検討

②認定基準　認定基準（PST要件等）の緩和、地方自治体が条例で指定したNPO法人を認定NPO法人に認定する仕組みの導入

③税制優遇　みなし寄附金制度での損金算入できる割合を他の公益法人並みに引き上げ

国は平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計を進めることとしている。

〈認定NPO法人に関する制度改正に向けた最近の国の動き〉

○　内閣府・平成23年度税制改正要望(平成22年8月)

①認定権限

NPO法人の設立認証を行う都道府県等が認定NPO法人の認定を行う仕組みについて、今後、地方団体と協議し検討する。

②認定基準

・PSTに3000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入

・地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき指定したNPO法人については、PST要件等を求めない

③税制優遇

・みなし寄附金制度での控除限度額を、学校法人・社会福祉法人並の所得金額の50%（または200万円）へ引き上げる

・所得税に税額控除方式を導入し、所得控除の選択制とする

○　NPO側の意向（北海道NPOサポートセンターに聴取）

・内閣府の税制改正要望の内容は、「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」としての要望がほぼ盛り込まれており、これが確実に実現されることを期待。

・しかし、「認定権限」の移譲については、今後の進め方が明らかにされておらず、実現されるか不明。今後のさらなる情報収集や働きかけが必要。

〈平成23年度税制改正大綱（認定NPO法人関係)〉

①認定権限

・新たな認定制度について、地方団体との協議を行った上で平成24年4月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指す。

・新たな認定制度において、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管する。

②認定基準

・PSTに絶対値基準（3000円以上の寄附者が100名以上）を導入し、現行の判定方式との選択制とする。

・地方自治体が条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したNPO法人は、PST要件を満たすものとする。

③税制優遇

・新たな認定制度の下で、みなし寄附金制度での損金算入限度額を、社会福祉法人等と同等（所得金額の50%または200万円）へ引き上げる

・所得税に新たに税額控除（寄附金の40%、税額の25%を限度）を導入し、所得控除の選択制とする

（第３９回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

（事務局から報告）

○　認定ＮＰＯ法人の認定基準の緩和及び地方自治体への裁量権の導入、税制優遇の公益法人並みの引き上げについては、内閣府が財務省に提出した「平成23年度税制改正要望」をもとに、国において検討が進められているが、認定権限の都道府県への移譲については、具体的な検討が進んでいない状況。

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　ＮＰＯにとっては、認定要件の緩和や税制優遇措置の拡充は良いことだが、行政にとっての税収減という影響も考慮しておくべき。 ○　認定権限の移譲を国に提案する際には、道としての業務処理のスキームも具体的に検討しておくべき。	○　国の動向を見据えながら、「認定ＮＰＯ法人の認定権限のの移譲」について、第５回答申に向けて検討していく。

（第４０回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　認定ＮＰＯ法人の税制見直しについては、国の議論がスピードアップしているが、認定権限の移譲については議論されていないので、そこをメインに検討していくべき。 ○　現行の手続きと比べると、道へ権限移譲した方が事務が効率的なので、行政の効率化の観点からも、権限移譲を進めるべき。 ○　「認定ＮＰＯ法人制度の認定要件」というタイトルを変えていく必要がある。	○　国の動向を見据えながら、「認定ＮＰＯ法人の認定権限のの移譲」について、第５回答申に向けて検討を深めていく。

（第４１回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　国が今回示した認定NPO法人制度の見直しは、NPO側の要望に添ったものとなっており、NPO側としては大いに評価している。 ○　道に権限移譲した後、道庁だけでなく、基礎自治体である市町村が認定できるような方向で考えられないか。 ○　今後の答申案のとりまとめにあたっては、全国知事会で出された意見を踏まえる必要がある。 ○　財政措置に関して、権限が移譲されても、事務費や人件費を全部自前で措置しなければならなくなっては大変なので、国に情報開示を求めるなど、配慮が必要である。	○　第５答申に向けて、国や全国知事会の動向も踏まえながら、整理案を取りまとめていく。

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
H 地域活性化 ＜その他＞	２８１ 自家用有償旅客運送の裁量権の拡大	自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。 日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところに旅客を乗せることは認められていない。 荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。 なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。	1	1	（貨客混載について） ・　道路運送法により、有償で旅客輸送を行う場合は、一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣に受けなければならないとされている。（道路運送法第４条） ①一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス、高速バス等） ②一般貸切旅客自動車運送事業（観光バス等） ③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、ハイヤー等） ・　一方、貨物自動車運送事業者は、災害などの場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないとされている。（同法第８３条） ・　なお、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされている（他県で実例あり）（同法第８２条） （郵便物の輸送について） ・　郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、専ら郵便物の運送等に使用している車両に、郵便取扱員以外のものを乗せてはならないとされている。 （自家用有償旅客運送について） ・　徳島県上勝町で、平成15年、構造改革特区における特例措置として、自家用車を使用したNPO等による有償運送が認められ、平成16年より全国展開された。 ・　平成18年10月、道路運送法が改正され、福祉有償運送及び過疎地有償運送が、「自家用有償旅客運送」の類型として法的に位置づけられた。（道路運送法第78条） ・　自家用有償旅客運送を行う者は、国土交通大臣の登録が必要とされている。（同法第79条） ①市町村運営有償運送（市町村が行う過疎地での住民向け運送又は要介護者や身体障害者等の運送） ②福祉有償運送（NPO等が行う要介護者や身体障害者等の運送） ③過疎地有償運送（NPO等が行う過疎地での会員向けの運送） ・　福祉有償運送及び過疎地有償運送の登録を受けるためには、市町村等が主宰し、地域の関係者で構成する「運営協議会」の合意が必要とされている。 ・　自家用有償旅客運送については、国土交通省令や運用通知等により、運行主体、使用する車両、運賃基準等が細かく規定されており、市町村に権限が移譲されても、創意工夫や裁量の範囲が限られている。	道路運送法の改正 （貨物自動車による有償旅客輸送を実現） （自家用有償旅客運送の要件を緩和し、貨物自動車での旅客輸送を可能にする） 郵便物運送委託法の改正 （郵便自動車による有償旅客輸送を実現）	【メリット】 ・過疎地域など不採算路線における公共交通の確保が可能。 【デメリット】 ・利用者の安全確保がなされない。 ・貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。 ・事業自体に対する需要が不明。		総政） 地域 交通課	1411H

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないか。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。 ○　旅客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。	○　事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回（第３７回）委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。

（第３７回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。 ○　過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。徳島県上勝町では地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。 ○　高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。	○　過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。 ○　検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。

（第３８回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　イギリスのポストバスの導入経過を参考にすると、民間事業者が参入しやすいような仕組みは重要。 ○　札幌市と宅配事業者が協力して、地下鉄で宅配便の荷物を運搬する実証実験を行うという動きもある。	○　宅配事業者での検討結果を待って、さらに検討を深めていく。

〈国の動き（自家用有償旅客運送の登録権限の移譲）〉

・　国土交通省では、出先機関の見直しに係る自己仕分けで、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」としている。（平成22年9月）

・　昨年12月、出先機関改革を進めるための「アクションプラン」が閣議決定され、国土交通省の自己仕分けのとおり、自家用有償旅客運送について希望する市町村に権限を移譲することとし、移譲を円滑に進めるため、今後、相談窓口を設けるなどの体制整備等を行うこととされた。

〈自家用有償旅客運送に係る市町村アンケート〉

・調査対象：道内71市町村（市町村有償旅客運送事業の実施市町村等を抽出）　・

・実施時期：平成22年11月

・現行制度に対する要望事項：詳細は別添資料のとおり

（第３９回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　自家用有償旅客運送の見直しと道民提案のポストバスの発想を組み合わせて、例えば、貨物車両での旅客運送を可能にすることや、運行主体に株式会社も認めるといったことを検討してはどうか。 ○　幼稚園や保育園でも送迎バスを持っており、学校法人が保有する車両も使えるようにしてはどうか。 ○　地域の貴重な資源を有効に活用するという視点で、幅広に考えていくべき。	○　議論を踏まえて、自家用有償旅客運送に係る権限移譲と規制緩和について、第５回答申に向けて検討していく。

（第４０回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

（事務局から説明）

○　国が全国一律で規定している自家用有償旅客運送に係る基準や要件を、地域が独自に決めて実行できるようにするという観点で、制度の現状と検討の視点を整理。

道内の市町村有償旅客運送を実施している市町村などを対象にアンケート調査を行い、現行制度に対する具体的な要望事項を把握する。

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　私立学校のスクールバスを使用することが法的に可能かどうか、整理しておいてほしい。	○　市町村アンケートの結果を踏まえて、第５回答申に向けて、自家用有償旅客運送に係る裁量権の拡大について、具体的な検討を深めていく。

（第４１回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　運送業務は住民の安全にも係わる事項であり、登録の有効期間を延長することが良いのかどうか、どこまで裁量を広げるべきなのか考える必要がある。 ○　観光客の利用まで対象を広げるべきなのか。 ○　もともとの道民提案（ポストバス）での問題意識は、過疎地域で移動が困難な方たちに、どのようにして交通手段を確保できるかということであり、そうした原点を踏まえて、どこまで取り込むか考えていきたい。	○　第５回答申に向けて、整理案を取りまとめていく。

庁内提案

大分類	D　経済振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
観光振興 ＜観光業振興＞	北海道アウトドア資格制度により認定しているガイドと優良事業者（以下「アウトドア事業者」という。）による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設	良質なサービスを提供するアウトドア事業者が、自家用車を使用して顧客を有償で送迎することを可能にすることで、安全確保を担保する一方、アウトドア事業者の経営の安定化を図るとともに、観光客のアクセスの利便性を高める。	1	1	（北海道のアウトドア観光について） ・　北海道では、地域の特色や優位性を活かして、観光立国をリードする滞在型国際観光地づくりに向けた様々な取組を推進しており、北海道ならではの滞在型観光として、カヌー、ラフティング、ホーストレッキングなどのアウトドア観光の振興を図っている。 ・　道では、平成１４年度から独自に「北海道アウトドア資格制度」を実施し、安全で良質なサービスを提供している事業者及びガイドを認定し、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進している。この資格制度は、「山岳」「自然」「カヌー」「ラフティング」「トレイルライディング」の５分野を対象としており、優良事業者は１１団体、資格取得者は延べ６４４人となっている。（平成２２年３月末） ・　アウトドア観光の実施場所は、交通不便なため、アウトドア事業者自らが利用客の送迎サービスを行っているケースが多い。 ・　現行のアウトドア資格制度の見直しを検討している中で、ガイドが資格を保有するメリットとして、道路運送法の規制を緩和し、有償で旅客送迎できるようにしてほしいとのニーズが寄せられている。 （道路運送法について） ・　道路運送法により、有償で旅客運送を行うためには、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可（§4）が必要。 ・　道路運送法では、自家用車による有償運送を認める制度として、過疎地域の住民や要介護者等の足を確保するため、市町村が自ら行う「市町村運営有償運送」、または、ＮＰＯ等が行う「過疎地有償運送」、「福祉有償運送」（§78②）が認められており、国土交通大臣の登録（§79）が必要。 　また、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合には、国土交通大臣が許可する例がある。（§78③）（スクールバス、訪問介護員等による有償運送許可） （国の動向） ・　「新成長戦略」の実現のために平成２２年９月に閣議決定された「日本を元気にする規制改革１００」において「有償で旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要であるが、宿泊施設が送迎の間に宿泊者を周遊する案内及びエコツアーなどの事業者によるエコツアー実施場所までの送迎については、一定の条件の下に道路運送法上の許可を不要とする範囲を明確化すること」が盛り込まれ、２２年度中に結論を得ることとされている。 ・　行政刷新会議の「規制・制度改革に関する分科会」では、さらなる規制緩和の検討を進めており、その下部組織である「農林・地域活性化ＷＧ」においては、「各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送の特例として有償でツアー客の運送を可能とする方策について検討すべき【平成23年度検討・結論】」との改革案が検討されていたが、さらに具体的な検討が必要であるとして、23年1月の「分科会」での検討項目には盛り込まれなかった。	・　道路運送法の改正 （アウトドア事業者について、道路運送法第78条の自家用有償旅客運送の許可により、利用客を有償で送迎することを可能にする。）	【メリット】 ・　北海道アウトドア資格制度により、安全で良質なサービスの提供を保証する仕組みに加え、送迎時の安全確保を担保する仕組みを講じることで、北海道のアウトドア観光のブランド化を図ることができる。 ・　アウトドア事業者の自家用車による顧客の有償送迎を可能にすることで、アウトドア事業者の経営の安定化を図るとともに、観光客の道内におけるアクセスの利便性を高める。 ・　アウトドア事業者の有償送迎を認めることは、資格保有のメリットとなり、無資格者やガイドを目指す者の資格取得を促すことにつながるなど、優れたアウトドア事業者の育成に資することができる。 【デメリット】 ・　地域によっては、バス、タクシー等の事業者の経営に影響を与えるおそれがある。		経） 観光局	1036D

（第４１回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　この提案は、送迎料金を分けて徴収できるようにすることに意味がある。送迎バスを使わないで現地まで直接行ける人は、その分の料金が安くなることも考えられる。 ○　観光客の安全を担保するという点で、行政面での価値もあると理解する。 ○　アウトドア資格と有償旅客運送を結びつけることは、アウトドア資格保有者以外の者との差別を作りすぎていることにはならないか。 ○　競合事業者との関係を想定しておく必要はあるが、実際に送迎を行っているものを有償にするということなので、これによって旅客の流れが大きくシフトすることにはならないだろう。 ○　道内でも地域ごとに事情が異なっており、バス・タクシー業界と連携してやっているところや、大規模に自前でツアーを仕立てているところもあり、それらを一括りにして考えることはできないのではないか。	○　議論を踏まえて、アウトドア事業者の送迎実態等の把握を行い、提案内容をさらに詰めて、整理案を取りまとめていく。

資料　3

分　野　別　審　議　資　料

・認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲

・アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設

認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲（業務イメージ）

北海道総合政策部地域主権局作成

	現行制度	新たな認定制度（現時点でのイメージ）		主な課題
根拠法令	租税特別措置法	特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）の改正		
認定機関	国税庁長官が認定	法人の主たる事務所所在の都道府県または政令指定都市（＝所轄庁）が認定		
認定	事前相談〔国税局〕：認定要件を満たしているかの事前チェック・相談	事前相談〔本庁・振興局〕：認定基準を満たしているかの事前チェック・相談		仮認定制度とは ○趣　旨：設立後間もない法人のスタートアップを支援するため ○対　象：設立後５年以内の法人に限る ○認定要件：ＰＳＴ要件のみ免除。他の要件は本認定制度と同様にクリアすることが必要。 ○優遇制度：法人に対する「みなし寄附金制度」は適用されない。寄附者に対する優遇制度は本認定制度と同じ。 ○有効期間：３年間（１回限り） ※認定更新する場合は、本認定を申請
		本認定 ※設立後１年を超える法人	仮認定 ※設立後５年以内の法人に限る	
	申請書の提出〔税務署〕→〔国税局〕：＜主たる事務所所在の税務署に提出＞ (1) 申請書類 ①申請書　②寄付者名簿 ③認定要件チェック表 ④寄附金充当予定事業の内容 (2) 所轄庁への提出書類 ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款　など (3) 所轄庁から法令に違反する疑いのない	申請書の提出〔振興局〕→〔本庁〕：＜主たる事務所所在の振興局に提出＞ (1) 申請書類 ①申請書　②寄付者名簿 ③認定要件チェック表 ④寄附金充当予定事業の内容 (2) 所轄庁への提出書類 ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款　など	申請書の提出〔振興局〕→〔本庁〕：＜主たる事務所所在の振興局に提出＞ ※申請書類は本認定と同様	
	申請書の審査〔国税局〕：＜認定要件を審査＞ ①パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）要件 ・過去２事業年度の寄附金等収入額が総収入金額の１／５以上 ②事業活動における共益的な活動の割合が１／２未満 ③運営組織及び経理が適切 ・役員に占める役員の親族等の割合が１／３以下であること ④事業活動の内容が適切 ・宗教活動、政治活動等を行っていない など ⑤情報公開を適切に行っている ⑥法令違反等の事実がない　など	申請書の審査〔本庁〕：＜認定要件を審査＞ ①パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）要件 ・過去２事業年度の寄附金等収入額が総収入金額の１／５以上 ・または、3,000円以上の寄付者が100名以上いること ※地方自治体が条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として、個別に指定した法人は、ＰＳＴ要件を免除。 （法人の従たる事務所が所在する地方自治体でも、条例指定が可能） ②事業活動における共益的な活動の割合が１／２未満 ③運営組織及び経理が適切 ・役員に占める役員の親族等の割合が１／３以下であること ④事業活動の内容が適切 ・宗教活動、政治活動等を行っていない など ⑤情報公開を適切に行っている ⑥法令違反等の事実がない　など	申請書の審査〔本庁〕：〈仮認定要件を審査〉 ※ＰＳＴ要件を免除。 本認定と同様	■認定要件に係る課題 ○条例個別指定によるＰＳＴ要件免除 ・法人の従たる事務所所在の地方自治体による個別指定により、ＰＳＴ要件が免除されることは、制度設計上問題があるのではないか。 ⇒ 別紙の①を参照
	実態確認〔国税局〕：＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞ （確認する資料例） ①従業員一覧・給与台帳 ②帳簿・取引記録 ③事業費の内容がわかる資料（事業活動の実績、支出先など） ④寄附金・会費の内容がわかる資料 ⑤収益事業の税務申告状況など ※帳簿・取引記録の証拠書類が不十分な場合は、寄附者や取引先に対して調査を行う場合もある。	実態確認〔本庁〕：＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞ （確認する資料例） ①従業員一覧・給与台帳 ②帳簿・取引記録 ③事業費の内容がわかる資料（事業活動の実績、支出先など） ④寄附金・会費の内容がわかる資料 ⑤収益事業の税務申告状況など ※寄附者や取引先に対する調査の必要性について、国に確認中	実態確認〔本庁〕：＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞ ※確認する資料は本認定と同様	■認定審査に係る課題 ○国税庁との連携 ・適正な認定を行うために、都道府県と国税庁との双方向の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。 ○会計基準 ・適正な認定事務を行うために、ＮＰＯ法人の会計基準を作成すべきでないか。 ⇒ 別紙の②を参照
	認定〔国税庁〕：有効期間は５年間	認定〔本庁〕：有効期間は５年間	仮認定〔本庁〕：有効期間は３年間	
監督	報告〔税務署〕→〔国税局〕→〔国税庁〕：＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款 ⑦収入の明細　など	報告〔振興局〕→〔本庁〕：＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ①事業報告書　②財産目録 ③貸借対照表　④収支計算書 ⑤役員名簿　⑥定款 ⑦収入の明細　など	報告〔振興局〕→〔本庁〕：〈定期提出書類の書類審査及びチェック〉 ※提出する資料は本認定と同様	
	調査〔税務署〕または〔国税局〕または〔国税庁〕：＜認定取消し事由が発生していないかどうか確認が必要と認められる法人に対して、調査を実施＞	調査〔振興局〕または〔本庁〕：＜任意的取消し事由が発生していないかどうか確認が必要と認められる法人に対して、調査を実施＞ 任意的取消し事由 ①認定基準を満たさないこととなったと認められるとき ②所定の書類の備置、公開を行っていないとき	調査〔振興局〕または〔本庁〕：本認定と同様 任意的取消し事由も本認定と同様	■監督事務に係る課題 ○国税庁との連携 ・適正な監督を行うために、都道府県と国税庁との双方向の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。 ○会計基準 ・適正な監督事務を行うために、ＮＰＯ法人の会計基準を作成すべきでないか。 ⇒ 別紙の②を参照
		勧告〔本庁〕：＜任意的取消し事由に該当すると疑われる相当な理由がある場合に、改善のために必要な措置をとるべき旨、勧告＞	勧告〔本庁〕：本認定と同様	
		改善命令〔本庁〕：＜勧告に係る措置がとられない場合に所要の措置をとるべきことを、改善命令＞	命令〔本庁〕：本認定と同様	
	認定取消し〔国税庁：＜認定取消し事由に該当することとなったとき、認定を取消す＞ 認定取消し事由 ①認定要件のうち③④⑤⑥の要件を満たさないこととなったと認められるとき ②認定時において認定要件を満たしていなかったことが判明したとき ③認定申請書類、報告書類、公開書類に虚偽の記載があったことが判明したとき	認定取消し〔本庁〕：＜強制的認定取消し事由に該当することとなったとき、認定を取消す＞ 強制的取消し事由 ①改善命令に従わないとき ②欠格事由（役員に暴力団の構成員等がいる、滞納処分を受けているなど）に該当するに至ったとき ③偽りその他不正な手段により認定を受けたとき	認定取消し〔本庁〕：本認定と同様 強制的取消し事由も本認定と同様	

認定件数	※実績値 （全国）１９３法人（23年2月16日現在） （道内）　５法人（23年3月1日現在） ※うち22年度認定　３法人	※　国では、アンケート調査を活用しながら一定の前提のもとに、関係者の意見を聞きながら試算を行い、業務参考資料として公表することを検討するとのこと。	■認定法人数及び事務量の公表 ・国は、認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すべき。 ・新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示すべき。 ⇒ 別紙の③を参照
事務量	※　国に確認中	※　国では、認定法人数の試算とともに、現在、国税庁が行っている監督事務も含めて、必要な事務量を試算するとのこと。	
財源措置	※　国に確認中	※　国では、財源措置について、関係府省と協議・検討中とのこと。	■財源措置 ・国は、認定・監督に係る人件費や事務費を適切に見込み、財源を措置すべき。 ⇒ 別紙の④を参照

別紙

認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲に向けた検討方向

	主な課題	全国知事会と内閣府等との協議における主な論点	検討の視点	備考
①	▩認定要件に係る課題 ○条例個別指定によるＰＳＴ要件免除の影響	・法人の従たる事務所所在の地方自治体の条例による個別指定があれば、主たる事務所の状況に関係なく、ＰＳＴ要件が免除される。 ・従たる事務所所在の地方自治体の判断が、主たる事務所所在の都道府県が行う認定に影響を及ぼすことは、制度設計上問題があるのではないか。	・法人の従たる事務所所在の地方自治体の判断によってＰＳＴ要件が免除されることは、統一性や公平性を欠くおそれがあるので、主たる事務所所在の都道府県が行う認定に影響を及ぼさないような制度設計にすべきでないか。 （「ＰＳＴ要件を免除するのは、主たる事務所所在の地方自治体が条例で個別指定した場合に限る」とするなど） ・全国のどの地方自治体がどの法人を個別指定しているかが情報共有できる実効性ある仕組みが必要ではないか。	
②	▩認定審査に係る課題 ▩監督事務に係る課題 ○国税庁との連携	・都道府県において適正な認定及び監督を行うためには、法人の税務調査に係る権限やノウハウを有している国税庁との連携が重要である。 ・都道府県と国税庁が、双方向で情報提供や協力等の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。（「国税庁は、地方の求めに応じ、情報提供するものとする」など）	・新たな認定制度の全国的な統一性や公平性を確保するためには、都道府県と国税庁が、双方向で情報提供や協力等の連携を図るための規定を法定化するとともに、都道府県と国税庁（国税局）が定期的に情報共有や協議等を行う場を設けることも法定化すべきではないか。	
	○会計基準の統一化	・ＮＰＯ法人の会計基準が統一されていないままでは、十分なチェックができず、都道府県ごとに異なる扱いになり、不公平な状況が生まれかねない。 ・適正な認定及び監督を行うために、適切な会計基準を作成し、認定ＮＰＯ法人に基準に従うよう義務付けられないか。	（国では、ＮＰＯ法人の会計基準について、公認会計士等の専門家の意見を聞きながら、今後検討していくこととしており、その動向を注視していく。）	
③	▩認定法人数及び事務量の公表	・国は、推計に基づく数値の操作ではなく、制度改正に伴い、政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すべき。 ・新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示すべき。	・国は、制度改正に伴い、政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎と、新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示し、公表すべき。	
④	▩財源措置	・国は、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や制度運営に係る事務費等を適切に見込み、権限移譲と制度改正に見合う適切な総額を措置すべき。 ・その際には、普通交付税の不交付団体に配慮すること。	・国は、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や制度運営に係る事務費等を適切に見込み、権限移譲と制度改正に見合う適切な総額を確保し、所要の財源措置を制度化すべき。 （必要な人件費及び事務費の交付を、制度上で義務付けるなど）	

アウトドア事業者の送迎に関するヒアリング結果

【 調 査 概 要 】
・調査対象：アウトドア事業者　9法人　　・調査時期：平成23年2月　　・調査方法：メール及び電話による聴取

1　アウトドア事業者の送迎について

(1)送迎パターン

アウトドア事業者によってサービス内容が異なり、事業者の形態や規模別、地域別に送迎方法を一概に類型化できない。送迎は概ね次の3パターンに分類できるが、実際は組み合わせて対応している。

送迎タイプ区分	具体的な例	該当法人数（複数回答）
パターンA　〔現地集合〕	・利用客はマイカー・レンタカー等を利用	9
パターンB　〔起終点を限定して送迎〕	・最寄り駅の他に、近隣のホテルまで送迎 ・事務所で着替え等をして、バスで体験実施場所へ移動	8
パターンC　〔空港や都市部まで送迎〕	・千歳空港まで送迎する場合もあり。	2

(2)　送迎に関する主な特徴

アウトドア活動は、広大な自然フィールドを利用するため、実施場所までの送迎においても、悪路を走行するなど、自然条件に応じた対応が求められ、公共交通機関によって代替することが難しい状況にある。

①送迎状況

○砂利道などの悪路を走行することがある。
○カヌー、ラフティングボートなどを旅客に併せて運送することがある。
○濡れたり汚れたりした服装や、泥の付いた靴で乗車することがある。
○気象等のコンディションによっては体験が予定どおりの時間とならないことがある。
○1回当たりの送迎人数は少人数（1人～8人程度）の場合が多い。
○調査した事業者は、全て自賠責保険の他に任意保険に加入している。

②公共交通機関の利用状況

○アウトドア活動実施場所までの公共交通が確保されていないことが多い。
○地元のタクシー会社は車輌が少ないので、お客様に紹介することはあまりない。
○路線バスは、便数が少なく、体験時間と合わない。
○送迎サービスを利用しない観光客のほとんどはマイカーやレンタカーを利用しており、タクシーを利用する方はほとんどいない。
○団体の場合は、貸切バスを手配してくることが多い。

2　自家用有償送迎制度の創設に関する、アウトドア事業者の主な意見

(1)制度が創設された場合のアウトドア事業者にとってのメリット・デメリット

メリット	デメリット
・送迎に係る費用を区分して徴収できる ・他の地域への送迎による集客の可能性 ・新たに他の場所で行う体験メニュー提供など自由度が増す	・許認可・運行管理に係る事務の繁雑化

(2)制度が実施された場合の利用希望

	回答法人数
検討する	5
条件により検討する	2
検討しない	2

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎のパターン（イメージ）

■現状の送迎パターン

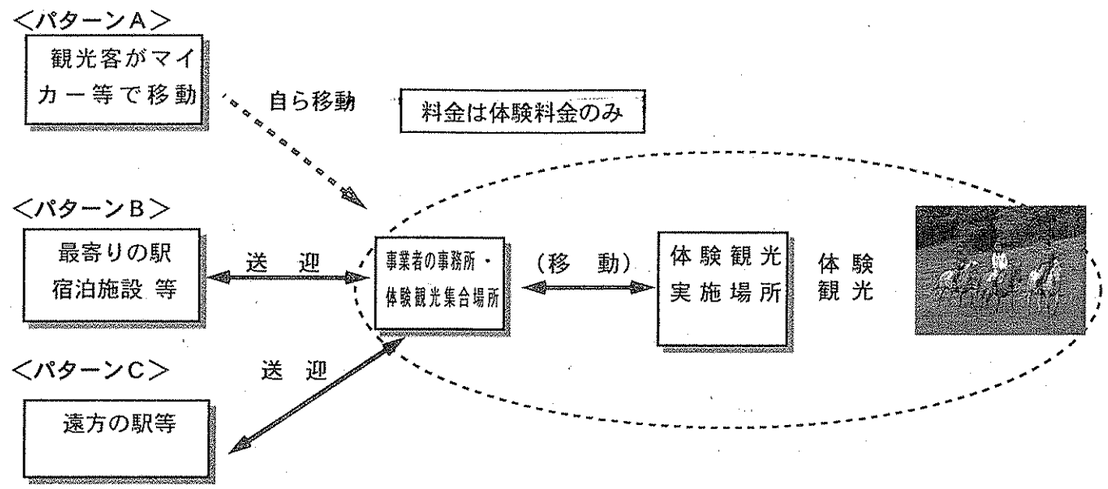

■提案する自家用有償送迎制度の送迎パターン

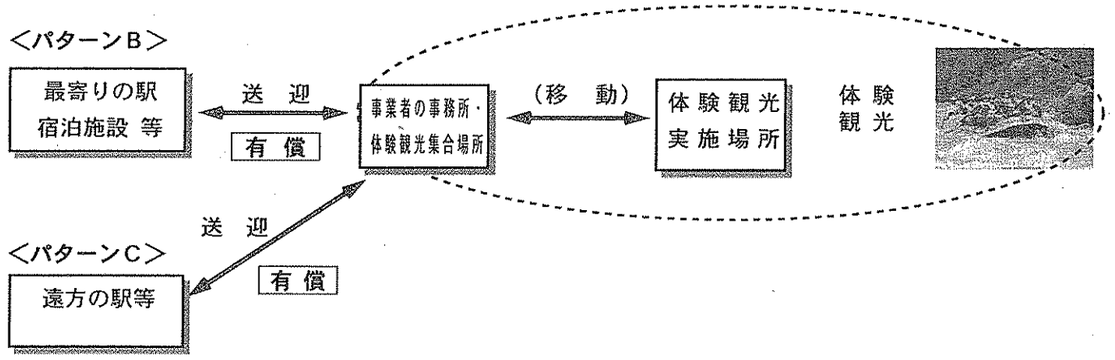

＜複数の体験観光を行うパターン＞

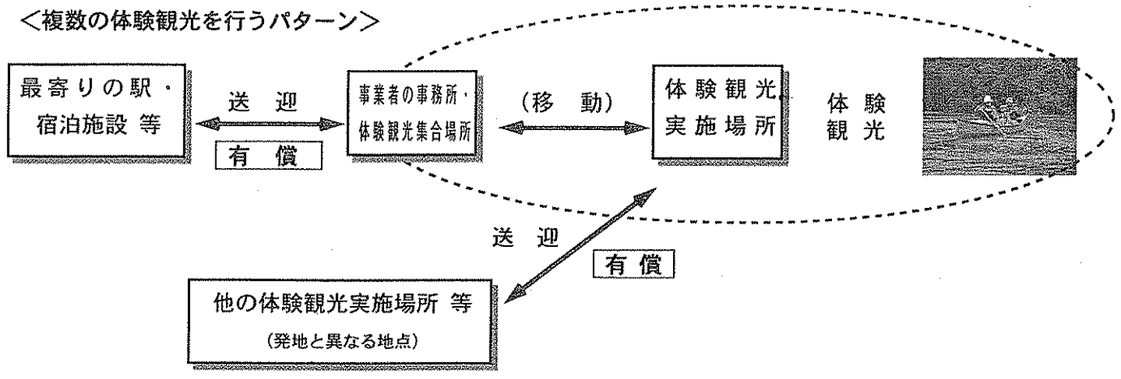

※送迎のパターンには、上記の組み合わせがあり、それぞれ有償で送迎料金を徴収できるようにする。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にする制度のメリット・デメリットの整理

制度イメージ		メリット及びデメリット		
		アウトドア事業者にとって	観光客にとって	行政にとって
＜パターンＢ＞ 最寄りの駅・宿泊施設等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所 ＜パターンＣ＞ 遠方の駅等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所 ＜複数の体験観光を行うパターン＞ 最寄りの駅・宿泊施設等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所 ～他の体験観光実施場所	北海道アウトドア資格制度により認定しているガイドと優良事業者が有償で送迎することを可能にする。	【メリット】 ・送迎に係る費用を区分して徴収できる。 ・観光客の移動の利便性が高まり、集客増につながる可能性がある。 ・他の体験観光との組み合わせによる、多様な観光メニューを提供できる。 【デメリット】 ・許可手続きや運行管理事務が発生する。	【メリット】 ・送迎に係る安全の確保が担保されていることを確認できる。 ・他の体験観光実施場所への移動など、より利便性の高いアクセスが確保できる。 ・多様な観光メニューを体験できる。 【デメリット】 ・送迎費用の負担が発生する。	【メリット】 ・アウトドアガイド等の活用により、安全で質の高いガイドサービスと観光客の安全が担保されたアクセスが確保され、北海道のアウトドア観光のブランド化を図ることができる。 ・優れたアウトドア事業者の育成が図られる。

地域の交通事情・観光客の要望・事業者の経営方針に応じて旅客を送迎

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎制度のイメージ

～現行制度との比較～

（１）制度の概要

事　項	アウトドア事業者による 自家用有償旅客送迎制度（イメージ）
目的・特徴	アウトドア観光実施場所への観光客の輸送手段を確保し、観光客の利便性の向上と受入体制の整備を図る。
概　要	アウトドア事業者が利用客をアウトドア観光実施場所と最寄りの駅・主要ターミナル等との間の区域で送迎を行う。
許可・登録	国土交通大臣（地方運輸局）の許可
法的根拠	道路運送法第７８条第３号に基づく許可 （「地域の実情を踏まえやむを得ない場合」の文言を追加）
実施主体	優れたアウトドア事業者 （道の北海道アウトドアガイド資格制度で認定している優良事業者及び認定ガイドを想定）
許可（登録）年数	２年間（改善命令や重大な事故等がない場合は３年間）
道の関与	制度の対象となるアウトドア事業者は、道のアウトドア資格制度で認定している優良事業者及び認定ガイドとする。

（現行制度）

自家用有償運送事業 （過疎地有償運送）	一般乗用旅客自動車運送事業 （ハイヤー・タクシー）
タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが確保できない過疎地域において、地域住民の生活に必要な輸送手段の確保	一般の法人タクシーや個人タクシー等が行う有償運送事業
ＮＰＯ法人等が、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して会員に対して輸送サービスを行うもの。	乗車定員１１人未満の自動車を貸し切って有償で旅客を運送する事業
国土交通大臣（地方運輸局）の登録	国土交通大臣（地方運輸局）の許可
道路運送法第７８条第２号、第７９条	道路運送法４条第１項
ＮＰＯ法人、公益法人、農協、商工会等の非営利法人	法人又は個人
２年間（改善命令や重大な事故等がない場合は３年間）	個人タクシーについては、概ね３年間
－	－

（２）運行の基準・要件

事　項	アウトドア事業者による 自家用有償旅客送迎制度（イメージ）
営業区域	アウトドア観光実施場所と最寄りの駅・主要ターミナル等との間の区域（旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること）
車　両	①バス（乗車11名以上の自動車） ②普通自動車（乗員11名未満の自動車）
利用者	送迎を行うアウトドア事業者が提供するアウトドア観光サービスの利用者及びその同伴者
運送の対価	実費（燃料費その他の費用）の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲 （タクシー料金の運賃の概ね1/2の範囲内を目安とする）
運転者の要件	①二種免許取得者、又は ②一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を修了した者
運行管理・安全対策	運行管理者責任者の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理責任者の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備　　等
損害賠償措置（保険加入）	対人賠償（１名につき）8000万円以上、対物賠償200万円以上の任意保険または共済に加入する契約を締結していること
運営協議会	－

（現行制度）

自家用有償運送事業 （過疎地有償運送）	一般乗用旅客自動車運送事業 （ハイヤー・タクシー）
市町村単位（旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること）	営業区域内（札幌交通圏、小樽市など）
①バス（乗車11名以上の自動車） ②普通自動車（乗員11名未満の自動車）	普通自動車（乗員11名未満）
過疎地域の住民、その親族、当該地域に日常の用務を有する者及びその同伴者 ※事前の名簿登録が必要	限定なし
実費（燃料費その他の費用）の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲 （タクシー料金の運賃の概ね1/2の範囲内を目安とする）	運賃の種類に、①距離性運賃、②時間運賃、③定額制運賃がある。 （原則として①距離性運賃を適用）
①二種免許取得者、又は ②一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を修了した者	二種運転免許取得者
運行管理者責任者の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理責任者の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備　　等	運行管理者（資格取得者）の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理者（資格取得者）の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備、 運行管理規程、整備管理規程の作成等
対人賠償（１名につき）8000万円以上、対物賠償200万円以上の任意保険または共済に加入する契約を締結していること	対人賠償（１名につき）8000万円以上対物賠償200万円以上の任意保険また済に加入する契約を締結していること
市町村が主宰し、旅客運送事業者（タクシー、バス）、住民・旅客、運転手団体（労働組合）で構成。 運行に当たって運営協議会の同意が必要。	－

資料　4

整　理　案

・「ふるさと納税」のコンビニでの収納

・自家用有償旅客運送の裁量権の拡大

平成23年3月1日現在

「ふるさと納税」のコンビニでの収納(案)

現状

- 「ふるさと納税」制度は、自分の出身地や応援したい都道府県・市町村に寄附をした場合、所得税と住民税から一定の限度まで税額控除される制度。(平成20年4月から実施)
- 道内でも道及び179市町村のうち178市町村で導入しており、自治体財政の向上に寄与しているほか、地域のファンづくりなどの効果があると言われている。
- 「ふるさと納税」の収納としては、金融機関への振込や郵便振替等のほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体(道内4市町)もある。
- 地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令により、使用料、手数料等に限定されており、「寄附金」が規定されていないことから、「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストア等に委託することはできない。

課題

- 厳しい財政状況にある道内市町村においては、全国から手軽に納税(寄附)していただくため、一定の経費を負担しても、ふるさと納税のコンビニでの収納を実施したいとの意向がある。

  【道内市町村へのアンケート調査(平成 23年2月実施)】

  ふるさと納税のコンビニでの収納について

  - 「前向きに導入を検討したい」
  - 「税金等のコンビニ収納の導入に併せて、導入を検討したい」
  - 「他の市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」

  市町村(　　%)
- 北海道及び道内市町村は、食や観光の魅力、環境の良さなどから、全国的に高い人気を誇っている。

  【地域ブランド調査2010(ブランド総合研究所調査)】

  都道府県の魅力度ランキング　第1位北海道

  市区町村の魅力度ランキング　第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市
- 「ふるさと納税」制度の有効活用を図るため、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税を可能にし、利便性を高めることにより、北海道の地域を応援する多くの全国のファンからの納税を増やしていくことが必要である。

目指すすがた

地方自治法施行令第158条を改正し、
「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする

現状

地方公共団体が私人に収納事務を委託できる歳入

- 使用料
- 手数料
- 賃借料
- 物品売払代金
- 貸付金の元利償還金

政令改正

提案

私人に徴収又は収納事務を委託できる歳入に「寄附金」を追加

コンビニでのふるさと納税の収納が可能

※提案が実現すれば、既にコンビニで税の収納を行っている場合は、少ない経費で対応が可能。

コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、納税者の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増え、自治体財政の向上に寄与する。

ふるさと納税のコンビニでの収納＜新旧対照表＞

区　分	現　　行	権限移譲等後
イメージ図	【地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入】 ○　地方自治法施行令§158の規定により、地方公共団体は、次に掲げる歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。 地方自治法施行令 （歳入の徴収又は収納の委託） 第158条　次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 一　使用料 二　手数料 三　賃借料 四　物品売払代金 五　貸付金の元利償還金 ⇩ 地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入に、「寄附金」は規定されていない。 ⇩ このため、地方公共団体は「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストアに委託することはできない。	【地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入を拡大】 ○　地方自治法施行令§158の規定を改正し、北海道及び北海道内の市町村においては、「寄附金」を私人に徴収又は収納を委託することができるようにする。 地方自治法施行令 （歳入の徴収又は収納の委託） 第158条　次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 一　使用料 二　手数料 三　賃借料 四　物品売払代金 五　貸付金の元利償還金 六　寄附金（特定広域団体及び特定広域団体に所在する市町村に限る） ⇩ 「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストアに委託することが可能となる。 ⇩ コンビニでのふるさと納税の収納を可能とすることで、納税者（寄附者）の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税を増やし、自治体財政への寄与が図られる。
法令制度	○　地方自治法施行令§158の規定により、地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入は５項目に限定されている。	【特区提案】 ○　地方自治法施行令§158に、「寄附金（特定広域団体及び特定広域団体に所在する市町村に限る）」旨の条文を追加する。

広域連合、一部事務組合への「ふるさと納税」について

1　広域連合、一部事務組合の位置付け

○　広域連合、一部事務組合は、地方自治法上、「地方公共団体」のうち、「特別地方公共団体」の一つの「地方公共団体の組合」に該当する。

> 地方自治法
> 第一条の三　地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。
> 2　普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
> 3　特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。
> 第二百八十四条　地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

○　広域連合、一部事務組合は、個人からの寄附金を受け入れることはできる。
※　広域連合等に寄附を行った場合、国や他の地方公共団体に行った場合と同様に、寄附金のうち２千円を超える部分について、所得税の寄附金控除が受けられる。

> 所得税法
> 第七十八条　居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
> 一　その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（略）
> 二　二千円
> 2　前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（略）をいう。
> 一　国又は地方公共団体に対する寄附金
> 二　公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金　（三号以下、略）

2　広域連合、一部事務組合への「ふるさと納税」について

○　「ふるさと納税」制度は、都道府県又は市区町村に対する寄附金のうち、５千円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と合わせて個人住民税から税額控除を受けられるもの。
※　自分が住んでいる都道府県及び市町村に納めるべき個人住民税の一部を、自分が応援したい都道府県及び市区町村に納めることができるようになるもの。

○　広域連合、一部事務組合は、都道府県又は市区町村と異なり、課税権を持たないことから、「ふるさと納税」制度の対象となる寄附金は、都道府県又は市区町村に対するものに限られ、広域連合、一部事務組合への寄附金は「ふるさと納税」制度の対象とならない。
※　広域連合等に寄附を行っても、広域連合等が課税を行っているわけではないので、個人住民税の一部を納めたことにはならないため。

> 地方税法
> 第三十七条の二　道府県は、（道府県民税の）所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（略）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（略）をその者の（略）所得割の額から控除するものとする。
> 一　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（略）
> 第三百十四条の七　市町村は、（市町村民税の）所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（略）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（略）をその者の（略）所得割の額から控除するものとする。
> 一　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（略）
> （この法律中、道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用）

調査票（Ｐ１）

「ふるさと納税のコンビニ収納」に関する追加調査票

市町村名	
担当部課名	
担当者名	
電話番号	

～「ふるさと納税のコンビニ収納」について　～

～「ふるさと納税のコンビニ収納」を行うには、別紙２の「１　基本的仕組み」の他に、「２　既存の仕組みを活用する場合」のとおり、税金などのコンビニ収納を導入している市町村において、初期導入費用や年間基本料金を追加負担しなくても、「ふるさと納税のコンビニ収納」の導入が可能です。（収納代行業者からの聞き取りによる）

また、「３　その他の方式」に記載する仕組みによっても、経費負担・事務負担の軽減が図られるものと考えております。

つきましては、別紙２を参照の上、以下の質問にご回答下さい。　～

問１　「ふるさと納税」のコンビニ収納の導入について（該当項目に○印）

①		道州制特区提案（地方自治法施行令の改正）が実現したら、前向きに導入を検討したい。
②		税金等の「コンビニ収納」の導入に併せて、導入を検討したい。
③		現段階では未定だが、他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら、検討してみたい。
④		現段階では、導入する考えはない。（→　問２）

問２　コンビニ収納を導入する考えのない理由（複数回答可、該当項目に○印）

①		手数料などの費用がかかる。
②		事務的な負担がかかる。
③		現在の収納方法で十分である。
④		その他

（具体的に記入して下さい。　　）

「ふるさと納税のコンビニ収納」の実現に向けた様々な仕組み

《 提案のねらい 》

・「ふるさと納税」は、各市町村が「寄附金」として受け入れているが、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託することができる歳入に「寄附金」が入っていないため、コンビニで収納を行うことができない。
・「ふるさと納税」のコンビニでの収納が実現すると、寄附される方は全国の最寄りのコンビニで２４時間振り込むことが可能になり、利便性が向上する。そうしたことから、「ふるさと納税」への理解や関心が高まり、収納件数の増加につながることが期待される。
・そこで、道内各市町村を応援するファンの拡大や自治体財政への寄与を図る趣旨から、地方自治法施行令第158条の私人に徴収又は収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加するよう、道州制特区推進法に基づいて国に提案しようとするもの。

《 ふるさと納税のコンビニ収納の仕組み 》

1　基本的仕組み

【市町村ごとに業者と契約、納付書を発行】

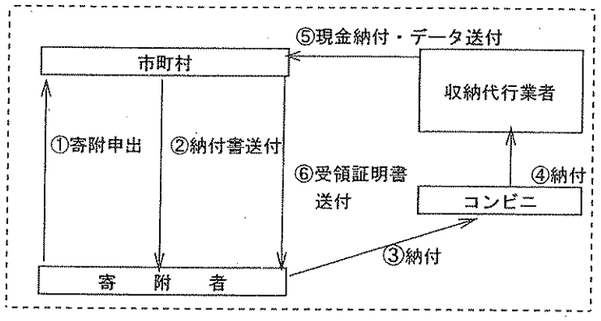

想定される経費（収納代行業者からの聞き取り）

初期導入費用	0千円～100千円
年間基本料金	120千円～180千円
１件当たりの手数料	60円～　120円

※上記金額は目安であり、実際の契約内容等により変動する可能性あり（以下、同様）

＜第４０回特区提案検討委員会（11／26）における委員からの意見＞
○より多くの市町村が導入可能となるよう、経費負担を軽減する仕組みを検討すべき。
○市町村の事務的な負担を軽減する仕組みを検討すべき。

2　既存の仕組みを活用する場合（税金などのコンビニ収納と合わせて導入）

収納代行業者に聞き取ったところ、税金などのコンビニ収納を既に実施している市町村においては、収納対象科目を追加することにより、初期導入費用、年間基本料の追加負担なしにふるさと納税のコンビニ収納が可能。（１件あたりの手数料の負担のみ）
今後、税金などのコンビニ収納を導入しようする市町村においては、税金などのコンビニ収納に係る初期導入費用、年間基本料金の中で、ふるさと納税のコンビニ収納が可能。

＜税金などのコンビニ収納を実施している市町村＞

①既に実施している市町　　～２１市町（平成22年12月末現在）
②平成２３年度に実施予定の市町　～　６市町（新聞報道等により）

3　その他の方式

①【経費負担を軽減する仕組み ～ 代表市町村が業者と契約】

複数の市町村がまとまって、代表となる市町村を決め、収納代行業者と一括契約することにより、１市町村あたりの経費負担が軽減される。（初期導入費用及び年間基本料金を参加市町村で按分）

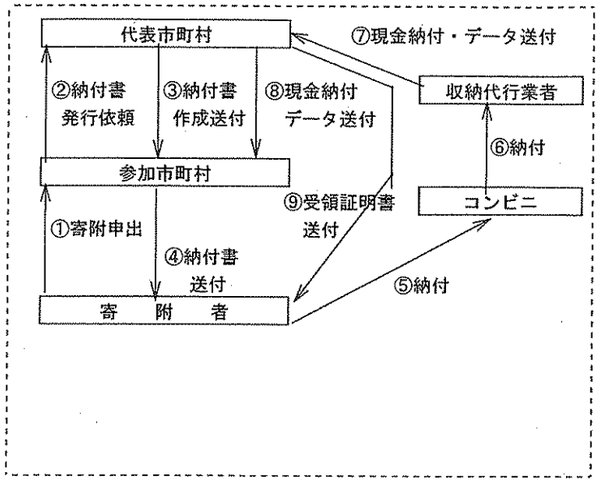

【 課題 】
・代表市町村の事務が繁雑となる。
　参加市町村毎に納付書を作成
　収納した寄附金の振り分け 等
・寄附の申出を受けた市町村と寄附金受領証明書を発行する市町村が異なる。
・代表市町村の事務費等を参加市町村で分担する取り決めが必要。

想定される経費（収納代行業者からの聞き取り）
①参加市町村で按分

初期導入費用	0千円～100千円
年間基本料金	120千円～180千円

②個々の市町村で負担

１件当たりの手数料	60円～　120円

※このほか代表市町村の事務費等を分担

②【事務負担を軽減する仕組み ～ 納付書発行を省略】

インターネットを利用したコンビニ収納システム（インターネット上で寄附の申出を行った寄附者に対して受付番号等を発行し、寄附者は最寄りのコンビニで受付番号等を示して寄附金を納入する）を活用することにより、寄附者に対して納付書を発行する手間が省け、事務負担が軽減される。

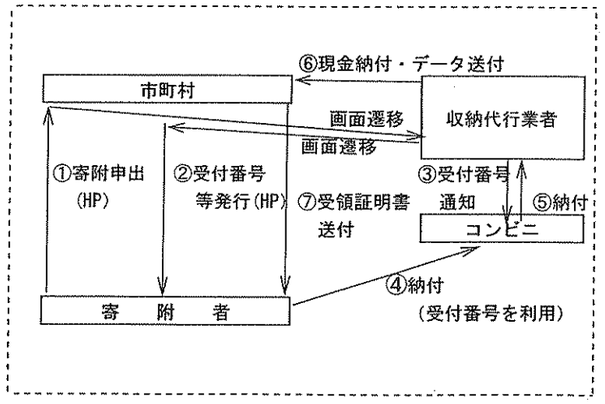

【 課題 】
・寄附者は、市町村のＨＰを通じて受付番号を入手するため、インターネット利用者しか利用できない。
・寄附受付用のＨＰの立ち上げが必要なほか、システム導入のための費用負担が発生する。（上記２の「基本的仕組み」とは別に費用が必要）

想定される経費（収納代行業者からの聞き取り）

初期導入費用	50千円～
年間基本料金	60千円～
１件当たりの手数料	180円～

平成23年3月1日現在

自家用有償旅客運送の裁量権の拡大(案)

現状

- 少子高齢化や過疎化が進展する中で、高齢者や体の不自由な方などの地域における生活交通の確保に向けて、各地域で創意工夫のある自主的な取組が広がっている。
- 平成18年の道路運送法の改正により、過疎地域の住民や要介護者等を対象として、市町村やNPO法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して行う「自家用有償旅客運送」が制度化(道路運送法§78②)。
- 自家用有償旅客運送を実施するためには、地域の関係者(地域公共交通会議または運営協議会)の合意を得た上で、国土交通大臣(地方運輸局)への登録が必要であり、登録には、運送の実施主体、運賃などの基準や要件を満たす必要がある。
- 平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」において、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に移譲することとされている。

課題

- 北海道は、広域分散型の地域構造にあり、過疎市町村が約80%を占め、全国を上回る速度で高齢化が進んでいることから、地域住民の足を確保するため、地域の様々な主体や資源(車両など)を組み合わせた取組が必要となっている。
- 自家用有償旅客運送については、すでに地域の関係者が協議・合意して実施する仕組みがあり、地域の創意工夫や自主性を生かした取組を促進するためにも、登録権限の移譲と合わせて、地域の関係者の同意により、地域に実情に応じ、登録要件や基準等を決めることができるようにすることが必要である。

目指すすがた

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せた地域における裁量権の拡大

現状

登録権限		運輸局
基準・要件等	協議会の開催条件	登録更新や内容変更の都度、合意が必要
	実施主体	NPO等に限定
	利用者範囲	過疎地域の住民や要介護等(名簿登録が必要)
	運賃	タクシーの1/2程度

登録権限の移譲

(登録に係る事務費等を交付)

裁量権の拡大

提案

登録権限		市町村または都道府県
基準・要件等	協議会の開催条件	簡易な変更等で地域の関係者が合意した場合は開催を省略できる。
	実施主体	地域の関係者で構成する協議機関(地域公共交通会議または運営協議会)の合意により認めた内容で実施することを可能にする。
	利用者範囲	
	運賃	

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲とともに、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大することにより、地域実情に応じた様々な主体や資源を組み合わせ、地域住民の移動手段を確保

自家用有償旅客運送の裁量権の拡大　＜新旧対照表＞

区分：権限の内容

現行

項目		内容
登録権限		・地方運輸局
運行基準・要件等	地域の協議機関	
	協議事項	・自家用有償旅客運送の必要性 ・運送の区域 ・旅客から収受する対価（運賃） ・旅客の範囲
	協議会の開催条件	・登録の更新や登録内容の変更の都度、協議機関による協議・合意が必要
	実施実施主体（福祉・過疎地有償）（規則第48条）	・ＮＰＯ法人、公益法人、認可地縁団体、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
	利用者	
	市町村運営（交通空白）	・市町村の住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者
	市町村運営（市町村福祉）	・身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他障害を有する者
	福祉有償	・名簿登録が必要（名簿登録者の付添人は利用可能）
	過疎地有償	・過疎地住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 ・名簿登録が必要（登録者の同伴者は利用可能）
	運賃（規則第51条の15）	・実費の範囲内 ・営利目的と認められない妥当は範囲内（タクシー運賃の1/2以内を目安）

権限移譲後

項目		内容
登録権限		・市町村又は都道府県
運行基準・要件等	地域の協議機関	
	協議事項	・地域の協議機関であらかじめ合意した次の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができる。 ①登録内容に変更がない登録更新の場合（法第79条の6を改正） ②簡易な登録内容の変更の場合（法第79条の7を改正）
	協議会の開催条件	
	実施実施主体（福祉・過疎地有償）（規則第48条）	・左記の主体の他に、「福祉・過疎地有償有償運送の実施主体に、地域の協議機関の合意により認めたもの」を追加する。
	利用者	
	市町村運営（交通空白）	地域の協議機関の合意により認めた場合は、次の者の利用を可能にする。 ・市町村運営（交通空白）有償運送における一時的用務の者（通達の改正） ・市町村運営（福祉）・福祉有償運送における通院目的の者全般（規則第49条第3号、通達の改正） ・過疎地有償で名簿登録をしていない者（訪問客等）（規則第49条第2号の改正）
	市町村運営（市町村福祉）	
	福祉有償	
	過疎地有償	
	運賃（規則第51条の15）	・地域の協議機関の合意により、運賃を設定することを可能にする。（規則第51条の15、通達の改正）

法令制度

○国土交通省は、出先機関の見直しに係る自己仕分けで、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした。
○昨年12月に、出先機関改革を進めるための「アクションプラン」が閣議決定され、国土交通省の自己仕分けのとおり、自家用有償旅客運送について希望する市町村に権限を移譲することとし、移譲を円滑に進めるため、今後、相談窓口を設けるなどの体制整備等を行うこととされた。

【特区提案】
○　自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と併せて、運行の基準・要件や登録の有効期間等について、地域の協議機関での合意により、地域の実情に応じて決めることができるようにする。

（財源）

【財源措置】
○　国において、現に実施している自家用有償旅客運送の登録権限に係る経費（事務費・人件費）について、交付金として財源措置を求める。

自家用有償旅客運送の裁量権の拡大に向けた検討の方向（修正後）

（自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と合わせて、運行の基準・要件や登録の有効期間等について、地域の協議機関での合意により、地域の実情に応じて決めることができるようにする。）

（1）登録

項　　目	現　　行	検討事項
登録権限	・国土交通大臣（地方運輸局）での登録が必要	（閣議決定された出先機関改革のアクションプランにおいて「希望する市町村に権限を移譲」と整理）
登録の有効期間	・２年ごとに更新が必要 ただし、業務改善命令、重大な事故等がない場合は、３年とする	~~・登録の有効期間の延長~~ ~~地域の協議機関であらかじめ合意した場合は、登録の有効期間を５年とすることができる。（法第79条の５を改正）~~ ・登録の有効期間の延長については、下記の「協議会の開催条件の緩和」と併せると、長期にわたって地域の関係者による協議の場が持たれなくなることとなるので、望ましくない。

（2）地域の協議機関（地域公共交通会議または運営協議会）

項　　目	現　　行	検討事項
協議事項	・自家用有償旅客運送の必要性 ・運送の区域 ・旅客から収受する対価（運賃） ・旅客の範囲	・協議会の開催条件の緩和（裁量の拡大） 地域の協議機関であらかじめ合意した次の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができる。 ・登録内容に変更がない登録更新の場合（法第79条の６を改正） ・簡易な登録内容の変更の場合（法第79条の７を改正）
協議会の開催条件	・登録の更新や登録内容の変更の都度、協議機関による協議・合意が必要	
構成員	・市町村又は都道府県 ・旅客自動車運送事業者（バス・タクシー） ・住民又は旅客 ・地方運輸局 ・事業用自動車の運転手が組織する団体 ・（運営協議会の場合は）既に自家用有償運送を行っている団体 （その他学識経験者等を加えることができる）	・地域の協議機関で合意形成するためには、地域公共交通関係者の参画が必要であり、構成員の要件緩和は望ましくない。 ・なお、多くの委員を日程調整して協議会を開催することが難しいとの意見については、上記「協議会の開催条件の緩和」の方向で検討。

（3）運行の基準・要件

項　　目	現　　行	検討事項
運送実施主体		・運送実施主体の追加
市町村運営	・市町村	福祉・過疎地有償有償運送の実施主体に、地域の協議機関の合意により認めた者を追加する。 （例：株式会社、個人等） （規則第48条の改正）
福祉・過疎地有償	・NPO 法人、公益法人、認可地縁団体、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	
運送区域	・市町村を単位とし、運送の発地又は着地のどちらかが運送の区域内であること ※福祉・過疎地有償運送で、複数市町村を運送区域とするためには、運営協議会を該当市町村の合同または都道府県で主宰することにより可能	・隣接市町村を単位として運送区域を設定するとの要望については、現行制度で対応可能。
利用可能車両		・過疎地有償運送において、貨物自動車の利用を可能にするとの要望については、現行制度で対応可能。
市町村運営（交通空白）	・バス（乗員11名以上） ・普通自動車（乗員11名未満）	
市町村運営（市町村福祉）福祉有償	・福祉自動車（寝台車、車いす車等） ・セダン等（貨物用を除く） いずれも乗員11名未満の自動車	
過疎地有償	・バス（乗員11名以上） ・普通自動車（乗員11名未満） ※他に使用できる乗用車がないなどやむを得ない場合は、自家用貨物自動車の使用も可能	
利用者		・利用者範囲に係る裁量の拡大
市町村運営（交通空白）	・市町村の住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者	地域の協議機関の合意により認めた場合は、次の者の利用を可能にする。 ・市町村運営（交通空白）有償運送における~~観光客~~訪問客など一時的用務の者（処理方針（通達）の改正） ・市町村運営（福祉）・福祉有償運送における通院目的の者全般（規則第49条第３号、処理方針（通達）の改正） ・過疎地有償で名簿登録をしていない者（訪問客~~・観光客~~等）（規則第49条第２号の改正）
市町村運営（市町村福祉） 福祉有償	・身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他障害を有する者 ・名簿登録が必要 （名簿登録者の付添人は利用可能）	
過疎地有償	・過疎地住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 ・名簿登録が必要 （名簿登録者の同伴者は利用可能）	

項　　目	現　　行	検討事項
運送の対価（運賃）		・運賃に係る裁量の拡大
市町村運営	・燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること	地域の協議機関の合意により、運賃を設定することを可能にする。 （例：協議会の合意があれば、タクシー料金の 1/2 以上の設定も可能とする） （規則第 51 条の 15、通達の改正）
福祉・過疎地有償	・燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること ・当該地域の一般旅客自動車運送事業の運賃を勘案して、営利目的とは認められない妥当な範囲で、運営協議会での協議が調っていること ※タクシー料金の運賃の概ね 1/2 の範囲内を目安とする	
運転者の要件	・二種免許取得者 ・一種免許取得者かつ国土交通大臣が認定する講習を修了した者 ※福祉有償運送において、福祉自動車以外を使用する場合は、別途、介護福祉士、訪問介護員等の資格が必要	・運転手の要件については、乗客の安全に係わる内容であることから、要件緩和は望ましくない。
運行管理・安全対策等	・運行管理責任者の選任 ・乗務記録の保存 ・運転者台帳及び運転者証の作成 ・整備管理責任者の選任 ・日常点検・定期点検の実施 ・事故対応責任者の選任 ・損害賠償措置（任意保険への加入） ・苦情処理体制の整備	・運行管理・安全対策等については、乗客の安全に係わる内容であることから、要件緩和は望ましくない。